

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	長 野 原 町

長野原町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 農林課農林係
所 在 地 群馬県吾妻郡長野原町大字長野原 1340 番地 1
電 話 番 号 0279-82-3035
F A X 番 号 0279-82-3115
メールアドレス nourin@town.naganohara.gunma.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ, ニホンジカ, ニホンザル, ツキノワグマ, ハクビシン
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	長野原町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻, 大豆, ばれいしょ, 未成熟とうもろこし	被害面積 31a 被害金額 711千円
ニホンジカ	水稻, そば	被害面積 43a 被害金額 265千円
ニホンザル	大豆, 未成熟とうもろこし, きゅうり, なす	被害面積 14a 被害金額 431千円
ツキノワグマ	未成熟とうもろこし, 飼料用とうもろこし	被害面積 10a 被害金額 261千円
ハクビシン	未成熟とうもろこし	被害面積 3a 被害金額 78千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ	平成11年頃から応桑、北軽井沢の山際の農地やゴルフ場で被害の報告がされ始め、有害捕獲、電気柵の設置等対策を講じてきたが被害区域は町内のほぼ全域に拡大している。被害は、山林周辺の農地を中心に野菜や水稻などに対する食害の他、牧草地の掘り起こしや植え付け前の踏み荒らし等、年間を通し発生している。
ニホンジカ	平成24年度から、ニホンジカによる野菜の食害の報告がされている。電牧での防除対策も、今までイノシシを対象に設置していたため、段数が3段以下と低く対策が不十分な状

	<p>態である。</p> <p>また、個体数が急増しているため、今後の農業被害増加が懸念されている。</p>
ニホンザル	<p>平成10年頃から中之条町六合地区に隣接する貝瀬地域で農作物被害の報告がされ始めた。一年を通して生活環境被害や人畜被害の恐れがあり、収穫期に農業被害が発生する。</p> <p>現在、長野原町大字大津地区と中之条町六合地区を遊動域とする約30頭の1群と、ハツ場ダム周辺に1群が生息している。</p>
ツキノワグマ	<p>市街地を除く山間地域に生息し、夏から秋にかけ山林周辺のトウモロコシ等に被害が発生している。</p> <p>また、山沿いの住宅地や北軽井沢地区の別荘地などに昼夜を問わず出没することもあり、人身被害の発生も懸念される。</p>
ハクビシン	<p>平成24年より長野原町の東部でハクビシンの捕獲がされている。目撃は町内全域で報告されているが、東部を中心に増加しているとみられ、農業被害や家屋侵入等の生活環境被害の報告がある。</p>

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
イノシシ	711千円	31.0a	497千円	21.7a
ニホンジカ	265千円	43.0a	185千円	30.1a
ニホンザル	431千円	14.0a	301千円	9.8a
ツキノワグマ	261千円	10.0a	182千円	7.0a
ハクビシン	78千円	3.0a	54千円	2.1a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>長野原町猟友会の協力を得て、鳥獣被害防止特措法に基づき鳥獣被害対策実施隊を編成し、各担当区域において、銃器、わな、檻を用いて対象鳥獣を捕</p>	<p>鳥獣被害対策実施隊員が高齢化しており、後継者の育成等、これまでの体制を維持することが求められている。</p>

<p>獲している。 捕獲個体については、従事者が回収、又は埋設処理する。</p> <p>イノシシ 狩猟期間以外は、くくりわなや檻を活用しての有害捕獲を行ってきた。 捕獲個体については、捕獲隊員にその処理を依頼している。</p> <p>ニホンジカ 狩猟期間以外は、くくりわなを活用しての有害捕獲を行ってきた。 捕獲個体については、捕獲隊員にその処理を依頼している。</p> <p>ニホンザル 一年を通して、捕獲檻を活用し捕獲を行ってきた。 出没が顕著な地区には、追い払い用の花火の支給、エアソフトガンの貸出をしている。</p> <p>ツキノワグマ 人畜への被害や農作物への被害が想定される場合、捕獲檻を使用しての有害捕獲を行ってきた。 捕獲個体については、学術研究のため試料提供を行っている。</p> <p>ハクビシン 一年を通して、小型檻を活用しての有害捕獲を行ってきた。</p>	<p>対象鳥獣は町内全域に生息範囲を広げており、それにとまなう被害地域の拡大に対応する捕獲の担い手を確保することが困難。</p> <p>人家周辺まで生息域が拡大しており、銃器の使用が困難となってきた。</p> <p>高齢化による狩猟者の減少に伴う、野生鳥獣の生態等を熟知する後継者の育成・確保。</p>
--	---

防護柵の設置等に関する取組	<p>集落等において、町費による補助制度等を活用した侵入防護柵（電気柵）を設置している。</p> <p>また、まとまった農地で国庫補助制度を活用した恒久柵を設置している。</p> <p>集落内の放任果樹の除去、収穫残渣の適正処理について啓発を行っている。</p> <p>サルについては追い払い用の花火等を住民に支給している。</p>	<p>防護柵未設置のほ場へ被害が拡散する。</p> <p>電気柵の管理は漏電を防ぐため草刈りを定期的に行わなければならない、農家への負担が大きくなる。</p> <p>恒久柵設置に関わる地元の意思統一や設置、管理実施による農家への負担が大きくなる。</p> <p>家庭菜園や、小規模農地では、電気柵を設置する費用対効果が低い等の理由から、電気柵未設置が多い。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>被害が顕著な地域において関係機関の協力の下、住民を対象に加害獣の生態等に関する講習会の開催や、緩衝帯の整備、放任果樹の除去等の対策について指導を行っている。</p>	<p>実際に被害を受けている農家以外の住民はあまり関心が高くない。また、農地周辺の藪払いを行う住民の高齢化や、放任果樹の所有者が地元におらず手が付けられない等の課題がある。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>野生鳥獣による農作物に対する被害は、町内全域で拡大する傾向にあることから、侵入防止柵の設置や農作物残渣の適正処理等の被害管理、計画的な対象鳥獣の捕獲等の個体数管理、農地周辺の藪を刈り払うことによる緩衝地帯の設置等の生息地管理の施策を総合的に実施する。</p> <p>また、ICT等新技術を活用した生息状況調査、追い払い及び効率的な捕獲活動を行う。</p>	
イノシシ	<p>繁殖力が高いことから被害が更に拡大する恐れがあるため、農作物残渣の適正処理、農地へ電気柵や恒久柵の</p>

	設置等被害防止を図りつつ、農地及び農地周辺の山林において、積極的に捕獲を行う。
ニホンジカ	繁殖力が高いことから被害が更に拡大する恐れがあるため、農作物残渣の適正処理、農地へ電気柵や恒久柵の設置等被害防止を図りつつ、農地及び農地周辺の山林において、積極的に捕獲を行う。
ニホンザル	農作物残渣の適正処理、花火による追い払い等の被害管理、また、「群馬県ニホンザル適正管理計画」に基づき捕獲を実施する。
ツキノワグマ	通学路、観光地、農地等において、緩衝地帯の設置のため、地域や土地所有者により、藪の刈り払いや、電気柵を設置する等の対策をおこなう。 希少な動物であることを踏まえつつ、農作物や人畜被害の発生、または、人畜被害発生の恐れがある場合には捕獲を行う。
ハクビシン	農地や農地周辺の家屋等で捕獲を行いながら、農地や家屋への侵入経路の遮断等の被害防止を並行して行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲については、鳥獣被害防止特措法に基づき編成した鳥獣被害対策実施隊員が従事する。わな免許所持者である被害農林事業者については、鳥獣被害対策実施隊員と連携し捕獲体制を補完するものとする。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン	有害鳥獣捕獲隊と連携し、効果的な捕獲機材を導入し、捕獲にあたる。 捕獲通報装置等のICT機器を活用した効率的な捕獲活動を実施する。 被害農業従事者に、狩猟免許の取得を勧める。
令和6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン	有害鳥獣捕獲隊と連携し、効果的な捕獲機材を導入し、捕獲にあたる。 捕獲通報装置等のICT機器を活用した効率的な捕獲活動を実施する。 被害農業従事者に、狩猟免許の取得を勧める。
令和7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン	有害鳥獣捕獲隊と連携し、効果的な捕獲機材を導入し、捕獲にあたる。 捕獲通報装置等のICT機器を活用した効率的な捕獲活動を実施する。 被害農業従事者に、狩猟免許の取得を勧める。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
近年の捕獲頭数の推移、生息状況や被害発生状況により、鳥獣毎に年度毎の捕獲計画数を設定するものとする。	
イノシシ	有害捕獲数は増加傾向であったが一時減少となった。しかし、以前と比べて被害区域が拡大していることから年間捕獲数を180頭とし、被害農地及びその周辺の山林において捕獲する。
ニホンジカ	有害捕獲数は23年度から捕獲され始め、年々捕獲数が急増している。生息数も急増しているとみられることから、年間捕獲数を300頭とし、被害農地及びその周辺の山林において捕獲する。
ニホンザル	長野原町を主な遊動域とするニホンザルは、現在2群、約60頭とされており、農作物等の被害が甚大な地区において、「群馬県ニホンザル保護管理計画」に基づき、年間捕獲数を30頭とする。
ツキノワグマ	毎年、人家周辺への出没もみられるが、被害防止のためやむを得ない場合、関係機関と協議し捕獲することとし、捕獲計画数は設定しない。

ハクビシン	24年度から捕獲され始めた。人家や農地周辺に通年で小型檻を設置し、年間捕獲数を50頭とする。						
年度別捕獲頭数							
		H28	H29	H30	R1	R2	R3
イノシシ	有害	117	95	130	148	64	44
ニホンジカ	有害	114	158	179	188	196	218
ニホンザル	有害	26	15	12	4	13	13
ツキノワグマ	有害	23	6	9	29	36	15
ハクビシン	有害	24	16	17	28	18	29

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	180頭	180頭	180頭
ニホンジカ	300頭	300頭	300頭
ニホンザル	30頭	30頭	30頭
ハクビシン	50頭	50頭	50頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
野生鳥獣の捕獲については、関係法令や群馬県が定める鳥獣保護管理事業計画の方針に基づき実施するとともに、国指定浅間鳥獣保護区内では環境省と協議して実施する。	
イノシシ	4月下旬の農作物の植え付け時期から収穫終了までの間を中心に、被害農地及びその周辺の山林において、箱わな及びくくりわなにより捕獲を行う。また、年に数回一斉捕獲も行う。
ニホンジカ	4月下旬の農作物の植え付け時期から収穫終了までの間を中心に、被害農地及びその周辺の山林において、くくりわなにより捕獲を行う。また、年に数回一斉捕獲も行う。
ニホンザル	主に被害拡大する農作物の収穫期に被害地域において、捕獲檻による捕獲を行う。
ツキノワグマ	人身被害防止等捕獲がやむを得ない場合、安全かつ効果的な方法により捕獲を行う。

ハクビシン	通年で小型の箱わなにより捕獲を行う。
-------	--------------------

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
銃砲刀剣類所持取締法第5条の2第4項第1号に規定するライフル銃（特定ライフル銃含む）による捕獲について、該当なし。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣種、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町内全域	地方自治法第252条の17の2第1項及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条第1項に基づき、県から捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣については、権限委譲済み。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	電気柵 10,000 m	電気柵 10,000 m	電気柵 10,000 m
ニホンジカ	恒久柵 2,000 m	恒久柵 2,000 m	恒久柵 2,000 m
ニホンザル	(地域又は設置者個人による)	(地域又は設置者個人による)	(地域又は設置者個人による)
ツキノワグマ			

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ	地域または設置者個人により、次の取組みを行う。 ・花火等を用いた追い払い活動。 ・侵入防止柵の管理。	地域または設置者個人により、次の取組みを行う。 ・花火等を用いた追い払い活動。 ・侵入防止柵の管理。	地域または設置者個人により、次の取組みを行う。 ・花火等を用いた追い払い活動。 ・侵入防止柵の管理。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン	地域により、集落や農地周辺の藪の刈り払いや放任果樹の除去を行う。 被害地域において回覧等により獣害対策に関する知識の普及を行う。
令和6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン	地域により、集落や農地周辺の藪の刈り払いや放任果樹の除去を行う。 被害地域において回覧等により獣害対策に関する知識の普及を行う。
令和7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン	地域により、集落や農地周辺の藪の刈り払いや放任果樹の除去を行う。 被害地域において回覧等により獣害対策に関する知識の普及を行う。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

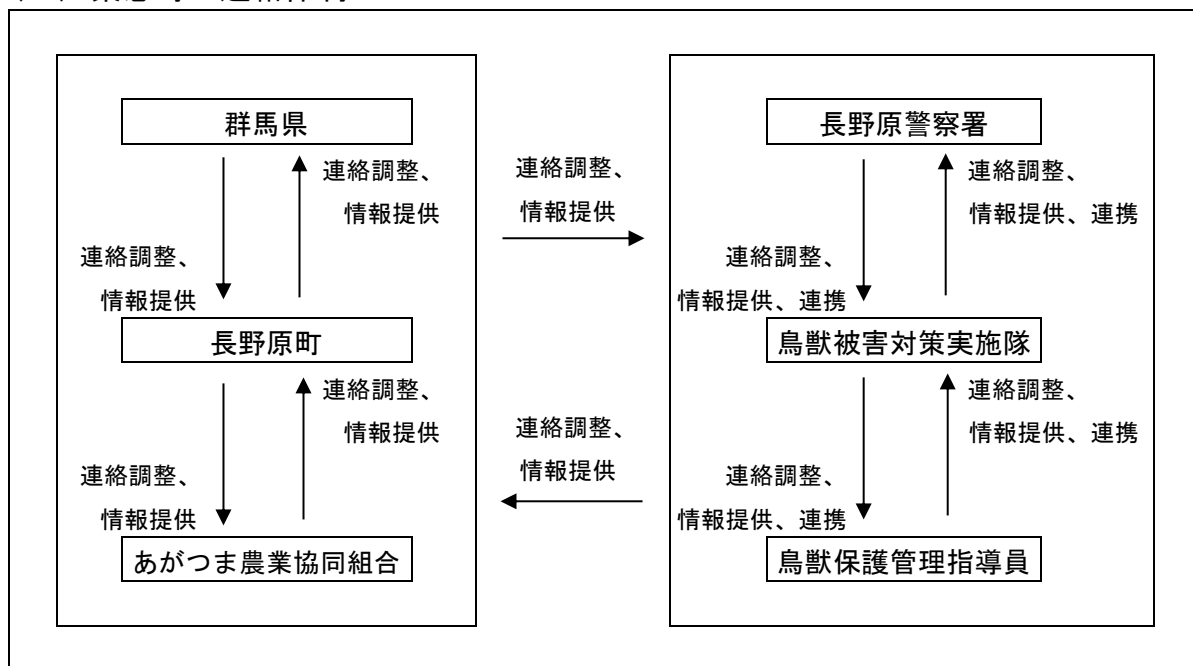
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
群馬県	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
長野原町農林課	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
あがつま農業協同組合	地域巡回、情報収集・提供
長野原警察署	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報
長野原町猟友会	地域巡回、情報収集・提供、捕獲班の調整
長野原町鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、情報収集・提供、捕獲班の調整
鳥獣保護管理指導員	地域巡回、情報収集・提供

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した野生鳥獣は捕獲現場には放置せず、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設処分することとする。

ツキノワグマについては、学術研究のための試料を群馬県立自然史博物館に提供する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在、群馬県全域におけるイノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマの肉は、原子力災害対策特別措置法に基づき国が出荷の制限を指示しているため、ジビエ等の有効利用をせずに適切に処理する。
ペットフード	同上
皮革	同上
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	ツキノワグマについては、学術研究のための試料を群馬県立自然史博物館に提供する。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	長野原町鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
長野原町	協議会の運営等
長野原町鳥獣被害対策実施隊	被害状況調査と捕獲対策の実施
群馬県吾妻農業事務所	技術供与と指導助言、情報提供
群馬県吾妻環境森林事務所	技術供与と指導助言、情報提供、被害状況調査と捕獲許可業務

あがつま農業協同組合長野原支店	町と協議会への共同参画、被害農家との連携調整、情報提供
長野原町猟友会	有害鳥獣に関する情報提供、捕獲の実施
鳥獣保護管理指導員	実施隊・猟友会・被害農家等との連携による被害調査・指導・防除対策への助言

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
群馬県鳥獣被害対策支援センター	情報提供・対策指導
群馬県立自然史博物館	捕獲個体の調査（ツキノワグマ）

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊の規模は50人程度で、被害防止施策に積極的に取り組むことが見込まれる者として、特措法第9条に定める「鳥獣被害対策実施隊員」を任命し、担当する地域の対象鳥獣の捕獲を担うこととする。

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許取得を広報等で促進し、捕獲従事者の確保を図る。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣害対策について関係者が共通の認識を持つための情報の共有化に努め、組織の充実を図る。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。